第十四条第一項	銀行法施行令第四条第六項第一号に規定する貸出金として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第二項	銀行法施行令第四条第六項第二号に規定する債務の保証として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第三項	銀行法施行令第四条第六項第三号に規定する出資として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第四項	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条の二第一項	銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算
第十四条の二第二項	銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額
第十四条の三第一項	銀行法施行令第四条第九項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業
第十四条の三第二項	銀行法施行令第四条第九項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める理由
第十四条の三第三項	銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときの承認申請書の添付書類
第十四条の四	銀行法第十三条第二項前段に規定する主務省令で定める特殊の関係のある者
第十四条の五第一項から第三項まで	銀行法第十三条第二項前段に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算
第十四条の五第四項	銀行法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額
第十四条の六第一項	銀行法施行令第四条第十二項第五号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める理由
第十四条の六第二項	銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請
第十四条の七第一項及び第三項	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条の七第二項	銀行法施行令第四条の二第三項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条の八（第二号を除く。）	銀行法第十三条の二ただし書に規定する主務省令で定めるやむを得ない理由
第十四条の九	銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等
第十四条の十	銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引
第十四条の十一	銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為
第十四条の十一二	銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるもの
第十四条の十一三	銀行法第十三条の三第四号に規定する主務省令で定める行為
第十四条の十一三の二	銀行法第十三条の三の二第一項に規定する主務省令で定める業務
第十四条の十一三の三	顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置
第十四条の十一四	銀行法第十三条の四に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一五	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一七	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項第四号に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一八	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一九	銀行法施行令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容
第十四条の十一九の二	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一九の三	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一十第一項	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める場合
第十四条の十一十第二項	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める日
第十四条の十一十一第一項	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一十一第二項	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一十二	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する主務省令で定める期間
第十四条の十一十二の二	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する主務省令で定める事項